

# 建設工事の最低制限価格・低入札価格調査基準額の算出について

(平成29年6月1日適用)

平成29年6月1日以降に入札公告を行う建設工事を対象に、最低制限価格並びに低入札価格調査基準額の直接工事費の算入率を95%から97%に引き上げる。

## 【最低制限価格・低入札価格調査基準額】

**直接工事費×97%**＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%＋一般管理費×55%により算出した額（税抜き）で、**千円未満に端数がある場合は、それを切り捨てた金額**

(例)

算出額（税抜き）12,368,750円 → **最低制限価格12,368,000円**

ただし、

- ①算出された金額が予定価格（税抜き）の10分の9を超える場合は、  
予定価格（税抜き）に10分の9を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額。
- ②算出された金額が予定価格（税抜き）の10分の7を下回る場合は、  
予定価格（税抜き）に10分の7を乗じて得た額。ただし、千円未満に端数がある場合は、それを切り上げた額。

## 【低入札価格調査における自動失格基準】

設計額の直接工事費90%、共通仮設費90%、現場管理費90%、一般管理費55%のいずれかを下回ったとき（1円未満切り上げ）または入札額が、それぞれ算出額の合計を下回ったとき。（算出額の1円未満を切り上げた額の合計）

**1円未満に端数がある場合は、それを切り上げた金額**

(例)

項目	設計額	率	算出額	自動失格基準
直接工事費	34,567,890	90%	31,111,101.00	31,111,101
共通仮設費	2,345,678	90%	2,111,110.20	2,111,111
現場管理費	7,890,123	90%	7,101,110.70	7,101,111
一般管理費	1,234,567	55%	679,011.85	679,012
入札額				41,002,335

※ 低入札価格調査における自動失格基準の適用については、「横手市低入札価格調査判断基準」によります。

※低入札価格調査制度の適用対象工事については、変更ありません。